

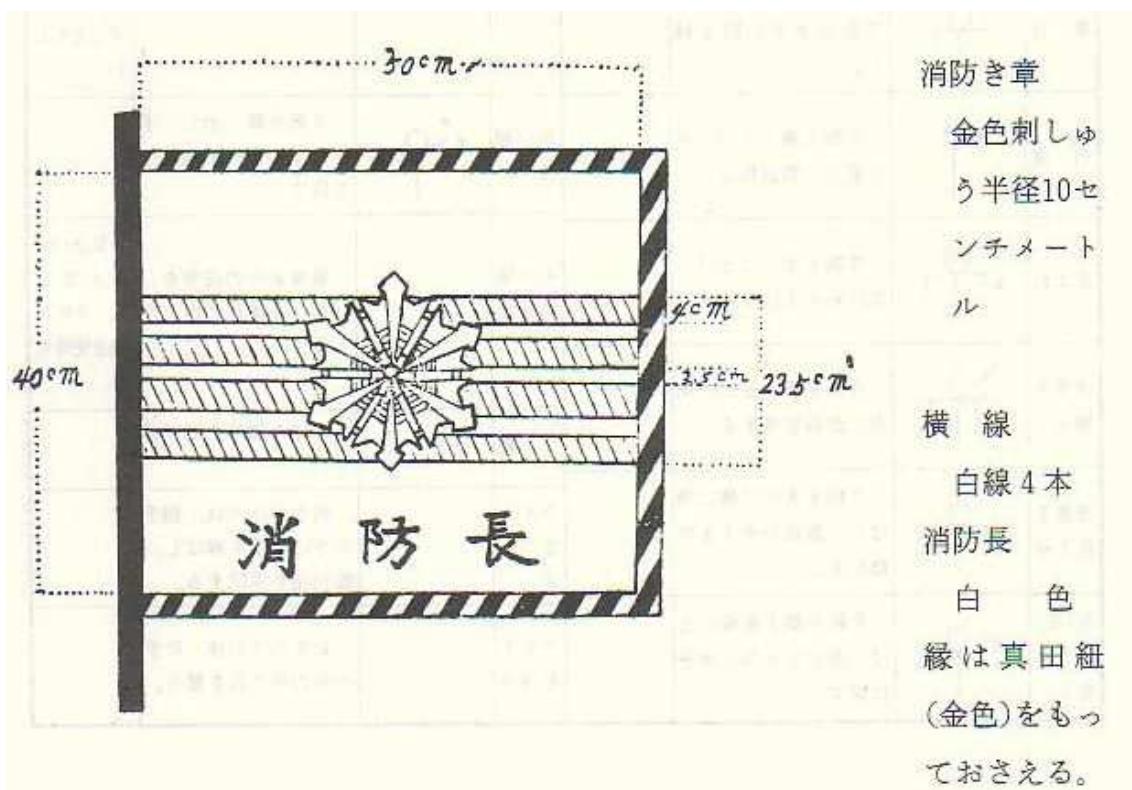
京都市消防局長、同次長、同部長、同消防学校長及び同消防署長並びに
京都市消防本部各旗の様式

昭和29年1月19日
京都市消防局訓令乙第19号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

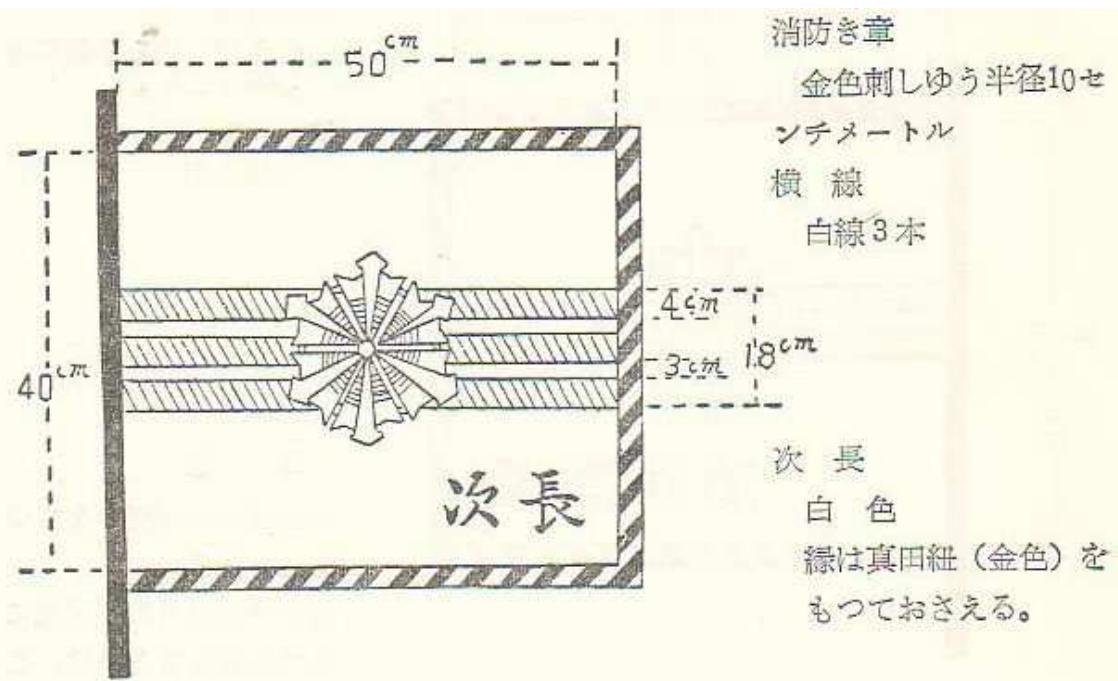
[京都市消防局長、同部長、同消防学校長及び同消防署長ならびに京都市消防本部各旗の様式を]を次のように定める。

京都市消防局長、同次長、同部長、同消防学校長及び同消防署長並びに
京都市消防本部各旗の様式

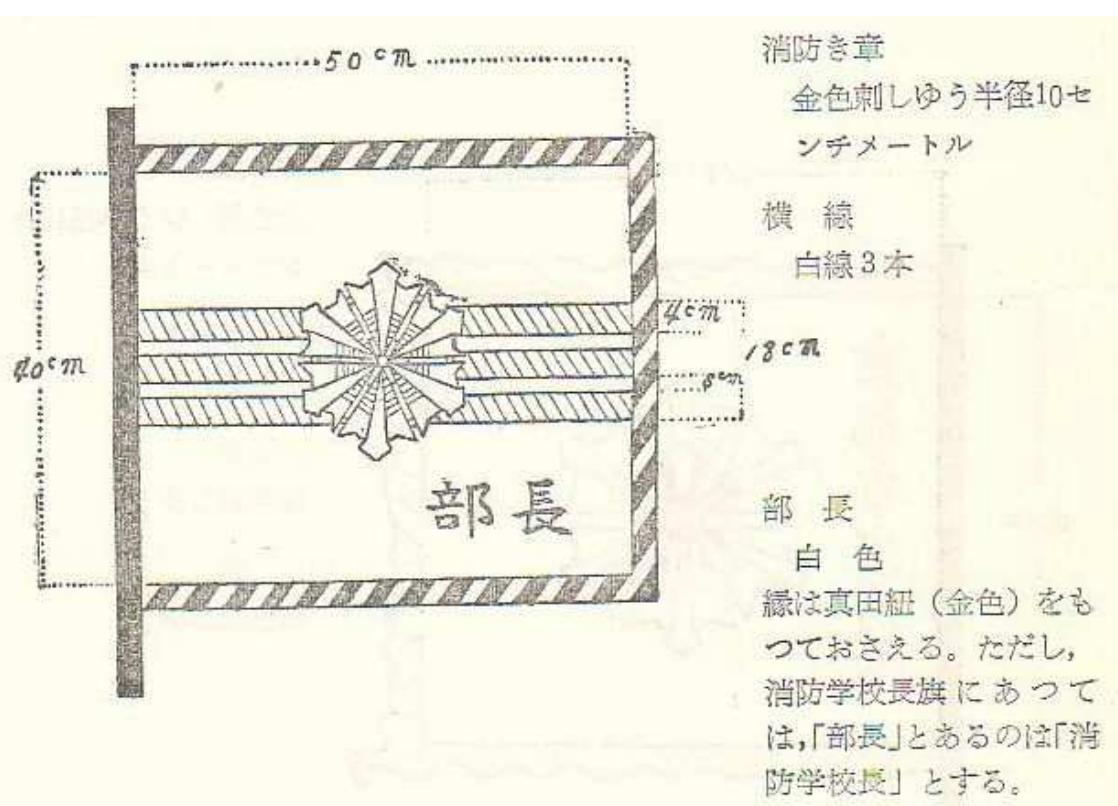
1 消防局長旗



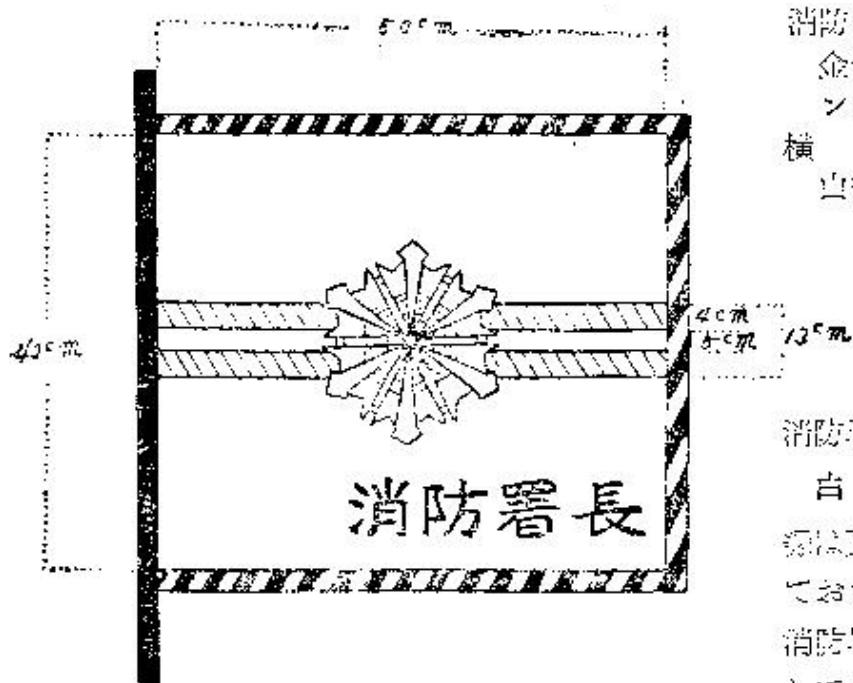
2 次長旗



3 部長旗・消防学校長旗



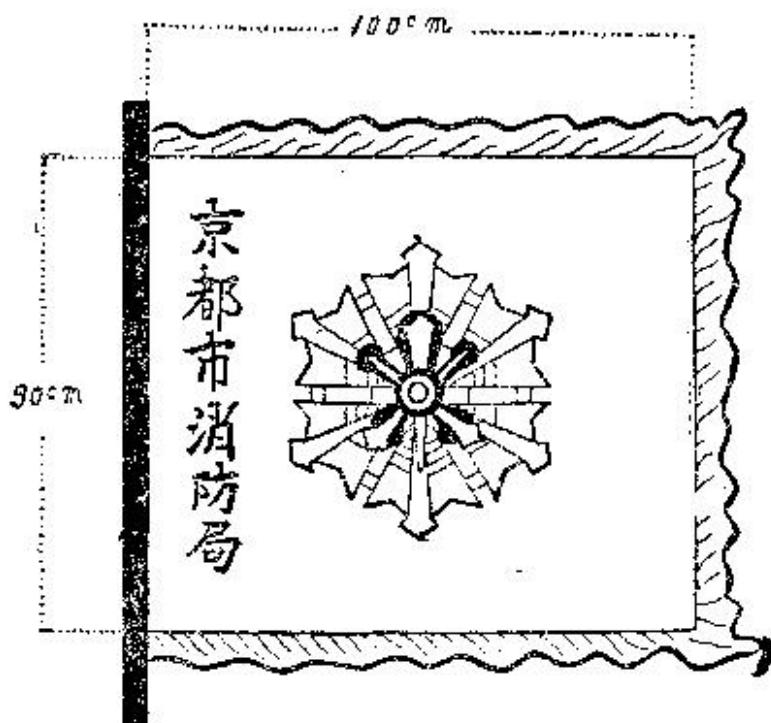
4 消防署長旗



消防き章
金色刺しゅう半径10セ
ンチメートル
横 縁
白線2本

消防署長
吉 色
羽は翼口(金色)をもつ
ておさえる
消防署長以外の所長に
して必要あるときは、こ
の儀式の別による。

5 消防本部旗



消防き章
金色刺しゅう半径10セ
ンチメートル
京都府マーク
白色刺しゅう
火の変形
緑色刺しゅう
局 名
白色刺しゅう

附 則

1 京都市消防長、同副消防長及び同消防司令長並びに京都市消防本部各旗の様式はこれを廃止する。

2 この様式は、昭和28年9月1日から適用する。

附 則（昭和36年11月10日京都市消防局訓令乙第11号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 従前の規定により作成した様式は、現に残存するものに限り、従前の例により使用することができる。

附 則（昭和39年5月15日京都市消防局訓令乙第3号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、昭和39年5月15日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日京都市消防局訓令乙第6号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。